

秋田市告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定した指定納付受託者より、同条第3項の規定による届出があったため、同条第4項および秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第2項の規定により告示する。

令和6年1月31日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定納付受託者の名称および事務所の所在地  
変更前 株式会社トラストバンク  
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号  
変更後 株式会社トラストバンク  
東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- 2 指定納付受託者を指定した年月日  
令和5年4月1日
- 3 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類  
秋田市ふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）
- 4 変更年月日  
令和6年1月16日